さまざまな交通災害に備えます。最高500万円保障。



セット共済

交通災害共済

交通災害共済

加入できる方

・契約者（組合員）と同一生計の親族の方ならどなたでも加入いただけます。
加入できる範囲は、組合員・ご家族とも10口～50口※ です。

※同一加入者が複数団体を通じて加入があり引受可能額を超えていた場合は、超過分はお支払いできません。

おすすめPOINT
- ●自転車での事故も保障の対象
- ●年齢や健康状態にかかわらず、どなたでも加入いただけます。
- ●海外での交通事故も対象

掛金と保障内容 こんなとき、共済金をお支払いします。

●次のような交通機関にかかわる事故で被害にあったとき

海外での事故も対象となります。




自動車


電車


航空機


船舶


エスカレーター


駅構内（改札口の内側）


リフト

●道路上での不慮の事故で被害にあったとき

右記の場合による事故の被害を受けたときも共済金をお支払いします。


火災


破裂・爆発


建造物・工作物の倒壊・落下


がけ崩れ・土砂崩れ

[ご注意]
歩行中の単なる転倒等による事故を除きます。

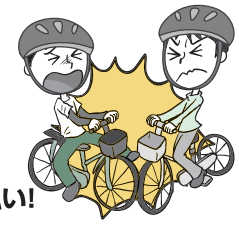
保障内容		死亡共済金	障害共済金	入院共済金	通院共済金
		交通事故により死亡したとき	交通事故により身体障がいの状態になったとき	事故の日から180日以内に開始した入院	事故の日から180日以内に行われた治療のための通院
口数	年払掛金（一人あたり）	契約共済金額の全額	障がいの程度に応じて、契約共済金額の100%～4%	（入院日数-4日）×日額【連続5日以上5日目より180日分限度】	実通院日数×日額【90日分限度】
50口	5,250円	500 万円	500万円～20万円	10,000円	5,000円
40口	4,200円	400 万円	400万円～16万円	8,000円	4,000円
30口	3,150円	300 万円	300万円～12万円	6,000円	3,000円
20口	2,100円	200 万円	200万円～ 8万円	4,000円	2,000円
10口	1,050円	100 万円	100万円～ 4万円	2,000円	1,000円

お支払い例（50口加入の場合）

例1
自転車同士衝突し
15日間入院した場合

入院共済金5～15日目の11日分、
4日目までは通院共済金を4日分

130,000円 をお支払い!



例2
飛び出してきた自転車に衝突し、
10日間通院した場合

通院共済金 10日分

50,000円 をお支払い!



※随時募集・中途加入の掛金については、たばこ共済推進本部までお問い合わせください。
※共済金請求の際、公的証明書（交通事故証明等）が必要となります。
※4日以内の入院については、通院共済金を支払います。
※入院共済金と通院共済金の支払対象日数の通算は行いません。
※被共済者（加入者）がハイヤーまたはタクシーを業務運転中の交通事故については、入院共済金は10口加入の場合日額500円、20～50口加入の場合は日額1,000円お支払いします。また通院共済金はお支払いできません。